

土砂災害特別警戒区域内の確認申請

土砂災害防止法の「土砂災害特別警戒区域」指定により、当該区域内で対象となる建築物については、建築基準法施行令第80条の3が適用になります。（指定区域に設定された衝撃力を基に構造計算を行い、それに満足する構造体を設ける必要があります。）

建築確認申請提出のまえに

➡長崎県長崎振興局 砂防課 砂防班へ

土砂災害特別警戒区域照合願出書（県振興局等で配布）等を提出審査ののち、区域内におけるデータ（衝撃力）が記入されます。



建築確認申請提出時に

➡上記区域内におけるデータ（衝撃力）が記入された上記願出書及び構造計算書を、建築確認申請に添付のうえ、提出してください。

上記の「土砂災害特別警戒区域」の指定範囲は、市中央総合事務所地域整備課で確認できますが、詳細内容については、長崎県長崎振興局でご確認ください。